



内閣府（防災担当）

# 南海トラフ沿いの地震観測・評価に基づく 防災対応検討ワーキンググループ（第1回） 議 事 概 要

## 1. 第1回ワーキンググループの概要

日 時：平成28年9月9日（金）10:00～12:00

場 所：中央合同庁舎8号館3階 災害対策本部会議室

出席者：平田主査、河田、長谷川、平原、福和、山岡、山崎、川勝（代理：外岡）、尾崎、永井、谷、宇根、野村（代理：橋本）各委員 他

## 2. 議事概要

地震対策に関する主な制度、大規模地震対策特別措置法、南海トラフ地震対策、ワーキンググループの論点（案）、ワーキンググループの進め方（案）に関する事務局からの説明の後、各委員にご議論いただいた。

委員からの主な意見等は次のとおり。

（主な意見）

### 全般

- 大震法について今回のような本格的な議論を行うのは絶対に必要である。理由は以下の通り。
  1. 大震法は、東海地震だけが起こっていなかった中において、「そろそろ危ないのではないか。東海地震地域は特別に警戒すべきではないか」という議論であったと思う。しかしながら、南海地震・東南海地震が起こってから70年が経過した現代においては、歴史的な地震発生の経緯に照らし合わせても東海地震だけを特別扱いすることについて、合理的な根拠があるのか。
  2. 仮に東海地震が単独で起こった場合に、数時間先かも、何か月先かも、1～2年先かもしれないが、東南海・南海地震が発生する可能性が高いという状況になる。そのときにどう対応していくのかということについて、しっかりと考える必要がある。
- 南海トラフ巨大地震が発生した場合、東日本大震災より甚大な被害が想定されているが、まだ十分に定量的な評価ができていない部分もあり、被害想定については、改めて必要な見直しを行う必要がある。

### 会議の進め方

- 本ワーキンググループのアウトプットの先に大震法の見直しや廃止も視野に入っているということで良いか。

→(事務局回答)その通りである。

- このワーキンググループは、6か月で結論を出すのは難しいのではないと思うが、どこかでふつつと切ることのないように、第1期はここまでやる、ということを示すべき。
- 本ワーキンググループはメディアの関心が高いことから、メディアからも意見を聞くべき。

#### 観測・研究について

- 「南海トラフ沿いの大規模地震の予測可能性に関する調査部会」においては、今後観測網を設置すれば予測の確度がどうなるかということも検討してもらいたい。
- 地震調査研究推進本部の調査観測計画部会では、今後の海域観測について、特に南海トラフの海域観測について重点的に議論していて、観測計画を立てている。それも参考にすべき。
- 沖合に観測網を展開した場合に、津波到達までの時間をどれだけ稼げるのかなどを事務局で定量的に検討していただきたい。
- 少しでも地震予知の可能性・確度を高めるよう研究を進めるべき。

#### 情報提供のあり方・意義

- 住民の命を守るためには、少しでも地震発生の危険度が高まっているのなら事前に情報を出すべき。
- 地震発生の確率の数字の相場観の共有が必要。小さい確率でも実施できる防災対策はあるように思う。
- 熊本地震では、連続地震だったおかげで、本震の時に家にいなかった方が多く、死者が激減している。その事実は、何か情報を出していただければ圧倒的に被害が減ることを証明したものの。科学的な限界があっても、少しでも情報を出す方向は捨てないでほしい。
- 人命だけでなく確実に産業を継続させるためにも何らかの情報を出してほしい。特に南海トラフの一部の地域だけで地震が起きた時にどうすれば良いかということは、南海トラフ沿いに住む人にとっては極めて重要。その際に、SNSなどを通して噂話が出ると思われるが、それに対して何らかの根拠のある情報を早く出していくことも考えるべき。
- 異常な現象が見られたときに、あまりに社会的影響が大きいような規制をかけると、逆にそれを発信しにくいことになることもあるかもしれない。

#### 防災対応について

- 不確実な地震発生予測の情報だとしても、それにもとづいてできる対策はあるはず。そういう情報が出た時にこのワーキングや国土強靱化計画の見直しの中で議論を継続すべき。
- 数時間でも猶予があれば逃げるができるかもしれないので、国民を救うという観点から積極的に議論すべき。
- 一般の人に、地震予知を過信させてはいけない。
- 警戒宣言を解除する議論も必要。また、20%の確率で地震が起きると言ったときに、80%の

方の場合になったときにどうするかについても議論すべき。

- 過去の歴史から見て、東南海地震が起きたとき、その次に南海地震がいずれ来ることは分かるが、それがいつ来るのか分からない状況の中で、いったいどうやって防災対策をとるのかというのは今の東南海地震法にはない考え方である。
- 地震予測の可能性から、事前の避難を検討するにしても、数日や1週間とかではなく、1年や5年地震が起こらなくても困らない対策しかできないのではないか。

#### 防災対応の枠組について

- 人命を守るために経済活動を制限せざるを得ないということは必ずある。そのときにその地域の経済界の皆様方が納得して対応できるようにするために、場合によっては、一定の強制的な権限でもってしても、その制限をしなければいけないことも出てくるかもしれない。それができるようにするために、政府としてそういう強制力を持たせたような法的な仕組みはあってもらわなくては困るのではないか。
- 地方分権の流れの中で、市町村の災害対応がまずくなっている。そのため、防災対応のあり方を検討する際には、国の立場だけではなく、市町村まで含めた全体をどうするかということを考える必要があるのではないか。

#### その他の意見

- 東南海地震が起こるといのは大変なことだから、予知を前提に検討を行ったが、一般国民は、「そのような検討をしているのは東南海地震が最初に起こるからだ」と読み替えをしてしまった。そのため、神戸の住民は、「なぜ先に阪神・淡路大震災が起こったのだ」と素朴な疑問があったと思われる。
- 参考資料4の南海トラフ巨大地震の被害想定と鉄道事業者の見解とに違いがあり、適切な地域防災計画が作られていない。
- 地震が起きた際の被害の大きさを訴えて、国民が地震保険に入って地震被害を自助努力で賄うという考えになるようにする必要がある。
- 地震予測の情報の出方によっては、地震発生後の活動要領も変わってくるので、それも見直しをすべき。

#### (その他)

南海トラフ沿いの地震について、地震発生の多様性をふまえ、様々な事象が観測された場合の地震発生の可能性についても検討を行うとともに、現時点における大規模地震の予測可能性についての科学的な知見の整理を行うことを目的として、「南海トラフ沿いの大規模地震の予測可能性に関する調査部会」を本ワーキンググループの下に設置することが決定された。

以上